

株式会社 土木管理総合試験所

定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社土木管理総合試験所と称し、英文では
C.E.Management Integrated Laboratory Co.Ltd と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木及び建設コンサルタント業
2. 室内試験(土質・骨材・岩石)現場試験及び調査設計業務
3. 地質調査業、測量業、物理探査業
4. 構造物の維持管理、工作物の品質管理に関する調査、試験、解析、診断、
評価およびコンサルティング
5. 建築及び土木建設工事の設計、施工請負
6. さく井工事業及びとび土工工事業
7. 水道施設工事業及び舗装工事業
8. 試験機及び測量機器の販売、リース、レンタル
9. 地盤補強及び沈下修正工事の設計並びに施工
10. 土壌・地下水の汚染等の調査及び浄化事業
11. 環境計量証明業（濃度、騒音、振動）、環境調査並びに
環境アセスメント
12. 住環境改善に関する商品の開発及び販売
13. 構造物、工作物の補修、補強設計および施工
14. 保険代理業
15. 劇毒物の販売業
16. 地域開発・都市開発等の事業並びにこれらに関する企画、設計、施工、
監理等の請負及びコンサルティング業務
17. ホテル、レストラン及び保養施設等の経営及びコンサルティング業務
18. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理及び鑑定
19. 住宅の建設及び販売並びに土地の造成及び販売
20. コンピュータのネットワークシステム、ソフトウェア及び情報システムの
企画、設計、開発、販売、保守並びにこれらのコンサルティング・情
報提供サービス業
21. 有価証券の取得、保有・売買及び運用並びに投資、金銭の貸付及び債務
の保証、債権買取等の信用供与並びにこれらの斡旋
22. 有料職業紹介事業および労働者派遣事業
23. グループ各社に対する経営コンサルティング業
24. 経営指導及び財務管理、労務管理の事務処理の受託
25. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を長野市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、18,720,000株とする。

(単元株式数)

第 6 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式等の割当てを受ける権利等の決定)

第10条 当社は、当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその引受けの申込みの期日の決定は取締役会の決議による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第13条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第14条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

(株主総会参考資料のインターネット開示とみなし提供)

第19条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第20条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- 2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び各監査役が記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償限度額は金百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第33条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第34条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(常勤監査役)

第38条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第39条 監査役会の招集通知は、会日の1週間前までに各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第40条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(社外監査役の責任免除)

第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役の任期)

第42条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第43条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(期末配当金)

第44条 当社は、株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第45条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第46条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

第7章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第47条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第48条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の任期)

第49条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(会計監査人の報酬)

第50条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第51条 当会社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。